**阪南市地域包括支援センター運営業務等委託事業者募集要項**

**令和７年８月１４日**

**阪南市健康福祉部介護保険課**

**１．趣旨**

　　　地域包括支援センター（以下「センター」という。）は、「地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設」（介護保険法（平成９年法律第１２３号）第１１５条の４６）です。

阪南市では、センターを２圏域に民間委託し、地域の身近な場所で相談業務や関係機関とより密に連携し、高齢者等への包括的な支援体制の構築に取り組むことで、支援の充実を図っています。

現在、地域福祉を推進し、包括的な支援体制の充実、住民サービスの向上を図るため、地域包括支援センターに、コミュニティソーシャルワーカーを配置することで、地域共生社会の実現に向けた「包括的な支援体制」の構築を図っています。

そのため、阪南市では、包括的支援事業及び指定介護予防支援事業にかかる業務等に加え、コミュニティソーシャルワーカー配置促進事業を委託するに当たり、これらの業務を受託するセンターの運営事業者を募集します。

**２.公募の内容**

**(1)　担当する日常生活圏域、設置数及び委託期間**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 日常生活圏域 | 設置数 | 65歳以上人口(人) | 委託期間 |
| ① | 尾崎地区、東鳥取地区 | 1 | 9,181 | 令和８年４月～令和１３年３月(５年間) |
| ② | 西鳥取地区、下荘地区 | 1 | 8,235 |

* 人口：住民基本台帳　令和７年４月１日現在
* 応募できるのは、1事業者につき1か所のみとします。

※　阪南市地域包括支援センター運営協議会が、その業務の実施につき著しく不適当と認めた場合、介護保険法及びこれに関連する政省令等に定める事項に違反した場合は、委託期間の満了日以前に契約を解除することがあります。

【参考】日常生活圏域

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 圏域名 | 校区 | 地区 |
| 尾崎 | 尾崎小学校区 | 尾崎町１丁目～８丁目 |
| 東鳥取 | 上荘小学校区東鳥取小学校区朝日小学校区 | 尾崎町・下出・黒田・鳥取中・石田・自然田・桑畑・さつき台・緑ケ丘・和泉鳥取・山中渓 |
| 西鳥取 | 西鳥取小学校区舞小学校区 | 新町・鳥取・光陽台・鳥取三井・舞 |
| 下荘 | 下荘小学校区桃の木台小学校区 | 貝掛・箱作・南山中・箱の浦・桃の木台・阪南市淡輪 |

■阪南市の日常生活圏域区分図

**(2)　応募資格**

　　　介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号）第１４０条の６７に規定する、包括的支援事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施できる法人で、公募開始日から契約日までに、次に掲げる要件を全て満たす法人とします。

　　①　応募受付日において、老人福祉法（昭和３８年法律第１３３号）に規定する老人介護支援センター（在宅介護支援センター）の設置者又は社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人等の非営利法人（株式会社・合名会社・合資会社・合同会社などの営利法人を除く。）であること。

②　募集する日常生活圏域内にセンターを設置し、直接運営できること。

③　介護保険法第１１５条の２２第２項の規定に該当しないこと（指定介護予防支援事業者として指定してはならない基準）。

④　応募法人及び役員が、過去５年以内に介護保険サービス等に関し不正または著しく不当な行為をした者でないこと。

⑤　公租公課を滞納していないこと。

⑥　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）または民事再生法（平成１１年法律第２２５号）等による手続きを行っている法人でないこと。

⑦　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しないこと（入札参加資格）。

　　⑧　募集開始から受付締切までの日において、阪南市入札参加停止要綱（平成１３年１０月１日施行）に基づく入札参加停止、指名回避を受けていないこと。

⑨　役員等が阪南市暴力団排除条例（平成２４年阪南市条例第１６号）に規定する暴力団員等又は暴力団密接関係者でないこと。

⑩　宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。

**(3)　応募の抹消**

　　　応募した事業者が応募受付の締切日から選定の日までの間に、次のいずれかに該当した場合は、応募を抹消し、選考審査の対象から除外します。

1. 提出期間内に応募書類が全て提出されなかった場合
2. 募集要項に違反又は著しく逸脱した場合
3. 提出書類等に虚偽の記載、不正があった場合
4. 事業者選定終了までの間に、他の応募法人と提出内容またはその意思について相談、確認等を行った場合
5. 応募法人及びその関係者が、直接的もしくは間接的な手段を問わず、選定結果に影響を及ぼすおそれのある阪南市地域包括支援センター運営業務等委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の選定委員や市幹部・職員等に接触した場合

　**(4)　委託する業務**

センターの運営に係る業務です。詳細は、運営業務等委託事業仕様書を参照ください。

**(5)　人員体制及び設備要件等**

センターの運営に係る業務人員体制及び設備要件等です。詳細は、運営業務等委託事業仕様書を参照ください。

**(6)　委託金額（５か年）**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 日常生活圏域 | 予定価格 | 内　訳 |
| 基本業務 | 認知症地域支援推進員 | コミュニティソーシャルワーカー |
| ① | 尾崎地区、東鳥取地区 | 328,240,000円 | 241,710,000円 | 34,730,000円 | 51,800,000円 |
| ② | 西鳥取地区、下荘地区 | 293,510,000円 | 206,980,000円 | 34,730,000円 | 51,800,000円 |

※　上記委託金額には、人件費［包括的支援事業に係る配置基準人数分］、事務管理費［消耗品費、光熱水費、役務費、リース料（車両・コピー機）など］を含みます。また、コミュニティソーシャルワーカー配置促進事業については、あわせて消費税及び地方消費税を含みます。

※　引継ぎに係る費用については、委託予定事業者の負担とします。

　　※　業務効率化等を図る目的で、市が地域包括支援センターと共通のシステムを利用しているため、当該管理システムは市が指定します。

**参考：指定介護予防支援事業にかかる介護予防サービス計画費（介護報酬）**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 日常生活圏域 | 指定居宅介護事業所への委託料［介護報酬］（令和５年度実績） | 一部業務委託による指定居宅介護支援事業所への委託料（令和５年度実績） |
| ① | 尾崎地区、東鳥取地区 | 30,443,718円 | 19,045,300円 |
| ② | 西鳥取地区、下荘地区 | 21,045,842円 | 12,944,215円 |

※記載する介護報酬は、令和５年度実績額でその金額を保障するものではありません。

※指定介護予防支援に係る介護予防サービス計画費（介護報酬）は、センターを受託する法人の収入となりますが、指定介護予防支援業務の一部について再委託を行う場合は、指定居宅介護支援事業所へセンターから委託料を支払うこととなります。

**(7)　契約金額の変更**

職員の配置人数等が、仕様書（提案書等に記載された内容を含む。）記載より欠員が生じた場合、その数に応じて、協議の上、契約金額を変更することがあります。

**(8)　委託料の支払方法**

支払いは月ごとに行うものとし、契約書が定めるところにより請求があったときは、請求を受けた日から３０日以内に支払うこととします。

**３．スケジュール**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 日程等 | 備考 |
| 応募申込書の提出期間 | 令和７年８月１４日(木)～９月１２日(金) |  |
| 質問書の提出期間 | 令和７年８月２９日（金）正午まで |  |
| 質問書に対する回答 | 令和７年９月５日（金） |  |
| １次審査（書類審査）・参加事業者決定 | 令和７年９月１６日（火） |  |
| 事業計画書の提出期間 | 令和７年９月２６日（金）１７:００まで | 一次審査選定者のみ |
| ２次審査(プレゼンテーション等) | 令和７年１０月２１日（火） |  |
| 委託予定事業者の決定 | 令和８年２月（予定） |  |
| 委託契約締結 | 令和８年２月（予定） |  |
| 運営開始 | 令和８年４月１日(水)～ |  |

※今後の状況等により日程が変更となることがあります。必ず事前にご確認ください。

**４．書類の提出及び期間**

**（1）質問の受付**

　　　受付期間：申込書提出期間から令和７年８月２９日（金）正午まで

受付方法：募集内容・募集条件に対する質問書（別紙１）に質問内容を記載の上、介護保険課あて電子メールで送信ください。件名は「阪南市地域包括質問書」とし、確認のため電話で送信した旨の連絡を入れてください。電子メール以外での質問は受付しません。

 Mail：kaigo@city.hannan.lg.jp

　　　回　　答：質問に対する回答は、令和７年９月５日（金）に阪南市ウェブサイトにて公開いたします。

**（2）書類**

提出いただく書類は、以下のとおりです。

書類は、阪南市ウェブサイトからダウンロードしてください。

（１）阪南市地域包括支援センター運営業務等委託事業者応募申込書（様式１）

（２）誓約書（様式２）

（３）事業実績表（様式３）

（４）法人の定款

（５）法人の登記事項証明書：印鑑証明書（応募の３か月以内に発行されたもの）

（６）法人の財務諸表（損益計算書、貸借対照表、財産目録）（直近３年分）

（７）法人市民税、法人府民税及び法人事業税等各納税証明書（直近３年分）

（８）法人概要（事業経歴、実績書）、法人組織図

（９）指定介護予防支援事業収支予算書（様式４）

（10）事務所平面図（様式５－１）

（11）設置予定事務所の状況がわかる現況写真等（様式５－２）

（12）従業者の勤務の体制及び勤務体制一覧表（様式６）

（13）管理者経歴書（様式７－１）

（14）保健師等・社会福祉士等・主任介護支援専門員等経歴書（様式７－２）

（15）介護予防支援に従事する職員の経歴書（様式７－３）

（16）認知症地域支援推進員経歴書（様式７－４）

（17）（専任）コミュニティソーシャルワーカー経歴書（様式７－５）

（18）配置予定職員の有資格者であることを証明する書類等

（19）阪南市地域包括支援センター運営業務等委託事業計画書（様式８－１）

※原則１次審査終了後提出になりますが、他書類と同時に提出することも可能です。

（20）阪南市地域包括支援センター運営業務等委託事業計画書付票（事業所を新築する場合のみ）（様式８－２）

　　（21）委託費用見積書（様式９）

※原則１次審査終了後提出になりますが、他書類と同時に提出することも可能です。

**（3）参加申込書類等の提出**

提出期間：令和７年８月１４日(木)～９月１２日(金)

（土・日曜日、祝日は除く午前８時４５分から午後５時まで）

提出先　：阪南市健康福祉部介護保険課

電話：072(489)4526、FAX：072(473)3504

Mail：kaigo@city.hannan.lg.jp

提出方法：窓口受付のみ。郵送等による提出は受け付けません。書類等の確認を行いますので、電話で提出日時の予約を入れた上で、介護保険課まで直接持参ください。

提出書類：（2）書類（1）～（18）

**（4）事業計画書等の提出**

提出期間：令和７年８月１４日(木)～９月２６日(金)

（土・日曜日、祝日は除く午前８時４５分から午後５時まで）

提出先　：阪南市健康福祉部介護保険課

電話：072(489)4526、FAX：072(473)3504

Mail：kaigo@city.hannan.lg.jp

提出方法：窓口受付のみ。郵送等による提出は受け付けません。書類等の確認を行いますので、電話で提出日時の予約を入れた上で、介護保険課まで直接持参ください。

提出書類：（2）書類（19）～（21）

提出部数：　①　正本　各１部

　　　　　　②　副本　各２部（提案者を特定できる記載をしないこと）

　　　　　　③　ＣＤ－ＲＯＭ等の電子媒体（提出書類（正本・副本）をＰＤＦに変換したもの）１枚

**（5）提出書類の体裁**

　　　提出書類は、次のとおり体裁を整えてください。

・図面等、やむを得ない場合はＡ４サイズに折る。

・参加申込書類等については、書類がわかるように右側にインデックスを付けてください。

**（6）留意事項**

　　　提出にあたっては、以下の点に留意してください。

・提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

・書類等の提出のために要する費用は、応募者の負担とします。

・提出書類に虚偽と認められる記載があった場合は、応募を無効とする場合があります。

・提出書類の修正は、提出期間終了後は一切受け付けません。

・応募状況等の問合せ、提出書類の内容の確認については応じません。

・本プロポーザルにより決定した契約業者の提案書等は、阪南市と事業者の共通の仕様書として、その必要の範囲内において無償で使用できるものとします。

・応募を辞退する場合は、プレゼンテーション実施日前日の正午までに、地域包括支援センター運営事業者応募辞退届（別紙２）に記入の上、持参又は郵送（配達証明付き書留郵便により、提出期限までに必着のこと。）で介護保険課まで提出してください。

**５．応募事業者の審査**

　**(1)　審査から開所までの手順**

　　①　１次審査（書類審査）

　参加申込者が４者以上の場合は、選定委員会において、１次審査評価基準に基づき提出書類を審査し、審査点の合計点の上位３者を選定します。また、３者以下の場合は、参加申込み者全てを１次審査による選定者とします。

審査（選定）結果は、令和７年９月１６日（火）までに、全ての参加者に電子メールにて通知します。

②　２次審査（プレゼンテーションと質疑）

２次審査評価基準に基づき、選定委員会において、応募者による２次審査を行います。

日　　時：令和７年１０月２１日（火）

場　　所：阪南市防災コミュニティセンター　１階

参加人数：１法人３名まで

所要時間：準備５分以内、プレゼンテーション２０分以内、委員からの質疑応答２０分程度

内　　容：提出書類の説明とする。

※プレゼンテーションに用いる資料は、事前に提出された書類のみとします。

ア．選定委員会では、書類審査及び応募事業者のプロポーザル（ヒアリング含む。）を実施し、総合的に評価・審査します。

なお、選定委員会に欠席した応募事業者は、審査の対象外とします。

　イ．審査項目毎に採点を行い、予定価格内で最も総合評価点が高い事業者を委託予定事業者として内定します。同点の場合は、選定委員会の決するところによります。

　なお、応募が１事業者であっても２次審査は実施し、審査の結果、該当者なしとする場合もあります。また、１次、２次の合計配点数の６０％にあたる点数を基準点とし、これ未満の場合は選定しないものとします。

　選定結果については、２次審査（プレゼンテーション）に参加したすべてのものに、令和７年１０月２２日（水）に電子メールで通知します。また、本市ウェブサイトで本プロポーザルに参加した全ての事業者の称号を、このうち交渉権第１位及び第２位の事業者については得点を含めて公表します。

　なお、選定結果等についての異議申し立ては一切受け付けません。

③　地域包括支援センター運営協議会による承認

　　　　１次審査、２次審査の内容を踏まえて阪南市地域包括支援センター運営協議会で、委託予定事業者の承認又は非承認を行います。

　　④　委託予定事業者の決定

　阪南市地域包括支援センター運営協議会の承認を受けて、市長が委託予定事業者を決定します。

⑤　委託契約締結

委託予定事業者は、阪南市財務規則による所定の手続きを経て、阪南市と業務委託契約を締結します。

1. 事業所の整備

　　　　事業予定地での事業所の整備を行います。

1. 指定介護予防支援事業指定申請

　整備終了後、速やかに指定介護予防支援事業指定申請書等必要書類を広域福祉課まで提出してください。提出が遅れると、運営委託開始日に指定ができない場合がありますのでご注意ください。

1. 利用者・関係機関等との引継ぎ

　　　　運営事業者が変更となった場合の利用者の支援は、引き続き委託予定事業者がスムーズに担えるよう、また、地域の関係機関ともネットワークが築けるよう、委託予定事業者は、配属予定の３職種（保健師等、社会福祉士等、主任介護支援専門員等）の職員を阪南市地域包括支援センターに派遣し、業務の引き継ぎを受けてください。引き継ぎの期間は約２か月の予定です。その間の費用は委託予定事業者が負担してください。

1. 事業所確認

　仕様書の内容や指定介護予防支援事業指定申請書等との整合性を確認するため、現地調査を行います。現地調査の結果、仕様書の内容や指定申請内容との相違や設備に不備等がある場合は、改善の上、再調査となります。再調査に時間を要した場合、運営委託開始日に委託できない場合がありますので、ご了承ください。

1. 指定介護予防支援事業者の指定

　　　　現地調査の結果内容及び指定申請書類等を審査し、市長が事業所の指定をします。

1. 運営開始

令和８年４月１日から委託開始します。

1. その他

ア．審査の過程で本市が必要と認める場合は、調査又は追加書類の提出を求める場合があります。

イ．阪南市情報公開条例（平成１２年条例第２６号）に基づき、第三者から情報公開の請求又は申出があった場合は、第三者意見聴取を行ったのち、提出された書類の公開をする場合があります。

**(2)　審査項目**

**【１次審査評価基準】　配点　３０点**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 審査項目 | 評価内容等 | 配点 |
| 書類審査 | 業務実績（様式３により評価） | １０ |
| 業務体制（様式６、７により評価） | ２０ |

**【２次審査評価基準】　配点　１１０点**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 審査項目 | 評価項目 | 配点 |
| 事業計画書 | 資金調達計画 | ５ |
| 理念、基本方針等 | １０ |
| 業務の基本方針 | ４０ |
| 安全・信頼性 | ２５ |
| 人材の確保・育成 | １５ |
| 新規提案 | ５ |
| 委託費用見積書 | 委託料 | １０ |

**【合計】配点　１４０点**

　　※出席委員の合計点数の平均で採点します。

※合計配点数の６０％にあたる点数を基準点とし、これ未満の場合は選定しないものとする。

**【参考】**

**■各圏域の総人口・高齢者人口・高齢化率・要介護認定者数**（令和７年４月１日現在）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 圏域 | 総人口 | 高齢者人口 | 高齢化率 | 認定者数 | 認定者割合 |
| (人） | (人） | （％） | (人） | （％） |
| 東 | 尾崎 | 6,197  | 2,133  | 34.42  | 526 | 24.66 |
| 東鳥取 | 21,603  | 7,048 | 32.63  | 1,595 | 22.63 |
| 東圏域小計 | 27,800 | 9,181 | 33.02 | 2,121 | 23.10 |
| 西 | 西鳥取 | 9,923  | 4,364  | 43.98  | 980 | 22.46 |
| 下荘 | 12,135  | 3,871  | 31.90  | 868 | 22.42 |
| 西圏域小計 | 22,058 | 8,235 | 37.33 | 1,848 | 22.44 |
| 合計 | 49,858  |  17,416  | 34.93  | 3,969 | 22.78 |

※認定者割合（％）＝要支援・要介護認定者数／高齢者人口×１００

※圏域人口になりますので、住所地特例等を除く

**■各圏域の要介護認定者数の内訳**（令和７年４月１日現在）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 圏域 | 要支援1 | 要支援2 | 要介護1 | 要介護2 | 要介護3 | 要介護4 | 要介護5 | 合計 |
| （人） | （人） | （人） | （人） | （人） | （人） | （人） | （人） |
| 東 | 尾崎 | 156 | 87 | 91 | 68 | 35 | 58 | 31 | 526 |
| 東鳥取 | 451 | 280 | 290 | 201 | 126 | 154 | 93 | 1,595 |
| 東圏域小計 | 607 | 367 | 381 | 269 | 161 | 212 | 124 | 2,121 |
| 西 | 西鳥取 | 309 | 149 | 178 | 132 | 74 | 74 | 64 | 980 |
| 下荘 | 239 | 139 | 144 | 137 | 71 | 83 | 55 | 868 |
| 西圏域小計 | 548 | 288 | 322 | 269 | 145 | 157 | 119 | 1,848 |
| 合計 | 1,155 | 655 | 703 | 538 | 306 | 369 | 243 | 3,969 |